

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)



産業廃棄物処理計画書

2024年 5月 31日

香川県知事 殿

提出者

住 所 香川県高松市円座町178-4
氏

大林道路株式会社 香川営業所

所 長 石 田 博 稔

電話番号 087-802-9150

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他
その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称

大林道路株式会社 香川営業所

事業場の所在地

香川県高松市円座町178-4

計画期間

2024年4月1日から2025年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

1 事業の種類

建設業

2 事業の規模

前年度完成工事高: 1,417百万円

3 従業員数

11

④産業廃棄物の一連の処理の工程

建設産業廃棄物の発生抑制に努め、営業所及び現場内に分別ごみ箱(可燃物、不燃物、金属等)を設置し分別を徹底する。

現場より発生する廃棄物は、その収集運搬・処分の許可を得た業者に委託し処理する。廃棄物処理の確認は、建設産業廃棄物管理票(マニフェスト: 建設九団体副産物対策協議会発行)により検認しその記録を保管する。

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)			
総括責任者：大林道路㈱四国支店支店長 廃棄物担当部署：安全品質環境部人員数：1 産業廃棄物処理責任者：各工事現場代理 本店安全品質環境 四国支店 四国支店安全品質環境 産業廃棄物処理責任者			長 名 人 部 ↓ 長 ↓ 部 ↓
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
1 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設混合廃棄物 (安定型)
	排 出 量	2,278.1 t	2.2 t
	(これまでに実施した取組) ISO14001に基づいた環境保全活動を効果的に推進することを目的とした環境マネジメントシステムを構築し、維持するために環境マニュアルを定めている。環境目的・目標を達成するため環境マネジメントシステムを策定している。適用に関しては、各人の役割に責任及び権限を定めている。		
2 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設混合廃棄物 (安定型)
	排 出 量	1,950.0 t	2.0 t
	(今後実施する予定の取組) 建設廃棄物は、再資源化施設へ運搬し再資源化を徹底する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 可能な限り廃棄物（可燃物・不燃物・金属）を分別するため種別毎のゴミ箱を設置する。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設副産物は再資源化施設へ搬出する。		

(管理体制図)		
総括責任者	大林道路㈱四国支店	支店長
廃棄物担当部署	安全品質環境部	人員数：1
産業廃棄物処理責任者	各工事現場	代理
本店	安全品質環境	
四	国	支店
四	国	支店
安全品質環境		
産業廃棄物処理責任者		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
3 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物（管理型）
	排 出 量	57.7 t	19.8 t
	（これまでに実施した取組） ISO14001に基づいた環境保全活動を効果的に推進することを目的とした環境マネジメントシステムを構築し、維持するために環境マニュアルを定めている。環境目的・目標を達成するため環境マネジメントシステムを策定している。適用に関しては、各人の役割に責任及び権限を定めている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物（管理型）
	排 出 量	30.0 t	18.0 t
	（今後実施する予定の取組） 建設廃棄物は、再資源化施設へ運搬し再資源化を徹底する。		

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 可能な限り廃棄物（可燃物・不燃物・金属）を分別するため種別毎のゴミ箱を設置する。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 建設副産物は再資源化施設へ搬出する。

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

	1 現状	【前年度（2023 年度）実績】		
		産業廃棄物の種類		
		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
		(これまでに実施した取組) 実績なし		
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		自ら再生利用を行う産 業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
		(今後実施する予定の取組) 予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
1 現状	【前年度（2023 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った産 業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t	
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t	
	(これまでに実施した取組) 実績なし			
	②計画	【目標】		
産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行う産 業廃棄物の量		0.0 t	0.0 t	
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		0.0 t	0.0 t	
(今後実施する予定の取組) 予定なし				

(第5面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

1 現状	【前年度（2023 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	（これまでに実施した取組） 実績なし		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	（今後実施する予定の取組） 予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

1 現状	【前年度（2023 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設混合廃棄物 （安定型）
	全処理委託量	2,278.1 t	2.2 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	2,278.1 t	2.2 t
	再生利用業者への 処理委託量	2,278.1 t	2.2 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t
	（これまでに実施した取組） 現場より発生する産業廃棄物は再資源化施設へ運搬し、再資源化を徹底した。		

（第6面）

②計画	【目標】
-----	------

		産業廃棄物の種類	がれき類	建設混合廃棄物 (安定型)
		全処理委託量	1,950.0 t	2.0 t
		優良認定処理業者への 処理委託量	1,950.0 t	2.0 t
		再生利用業者への 処理委託量	1,950.0 t	2.0 t
		認定熱回収業者への処 理委託量	0.0 t	0.0 t
		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	0.0 t	0.0 t
		(今後実施する予定の取組) ・再資源化施設の100%搬出 ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選択し、書面 による契約を締結する。 ・熱回収が可能である建設副産物については、再生利用業者、熱回 収業者へ処理委託する。 ・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。		
※事務処理欄				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
2 現状	【前年度（2023 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物 (管理型)
	全処理委託量	57.7 t	19.8 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	57.7 t	19.8 t
	再生利用業者への 処理委託量	57.7 t	19.8 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組) 現場より発生する産業廃棄物は再資源化施設へ運搬し、再資源化 を徹底した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物 (管理型)
	全処理委託量	30.0 t	18.0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	30.0 t	18.0 t
	再生利用業者への 処理委託量	30.0 t	18.0 t
	認定熱回収業者への処 理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組) ・再資源化施設の100%搬出 ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選択し、書 面による契約を締結する。 ・熱回収が可能である建設副産物については、再生利用業者、熱 回収業者へ処理委託する。 ・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000 トンの事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。